

茨城町 新たな文化的施設 基本構想

令和3年8月
茨城町

目 次

1	はじめに.....	1
1-1	基本構想について.....	1
1-2	基本構想策定の経緯.....	2
1-3	町の上位・関連計画の位置付け.....	3
2	文化芸術振興に対する考え方.....	4
2-1	国や県の考え方.....	4
2-1	町の考え方.....	5
3	町の文化芸術活動の現状と今後の方向性.....	6
3-1	既存文化施設の概要.....	6
3-2	既存文化施設の現状と課題.....	7
3-3	町の文化芸術活動の現状.....	9
3-4	今後の方向性.....	10
4	新たな文化的施設の基本的な考え方.....	12
4-1	新たな文化的施設の基本方針.....	12
4-2	町民等の意向把握.....	13
5	施設計画.....	17
5-1	施設の機能.....	17
5-2	諸室の構成と内容.....	18
5-3	諸室の規模と用途.....	21
5-4	既存施設との役割分担.....	22
6	建設場所.....	23
6-1	建設場所の概要.....	23
6-2	建設場所周辺の課題と方策.....	25
7	施設整備の配慮事項.....	26
8	事業計画.....	27
8-1	概算事業費.....	27
8-2	整備スケジュール.....	28
8-3	管理運営に関する検討.....	29
9	新たな文化的施設とSDGs.....	31
	【参考資料】.....	32

1 はじめに

1-1 基本構想について

◇ 策定の目的

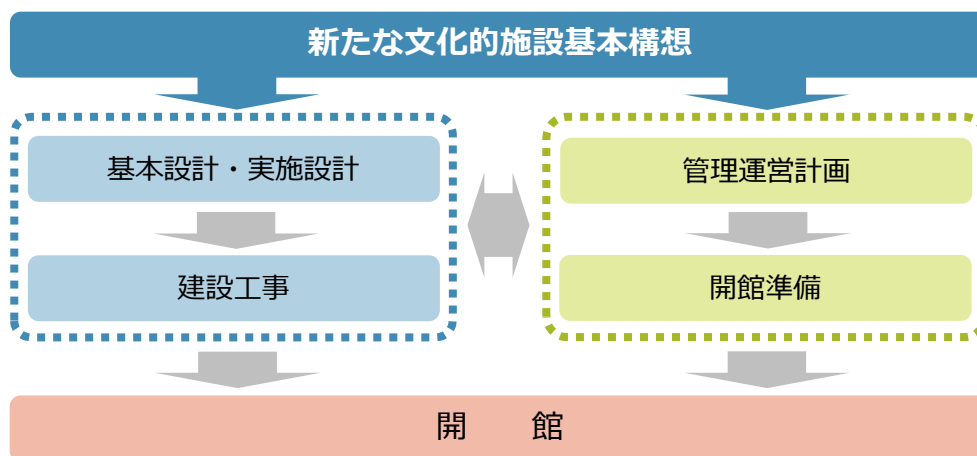
茨城町では第6次総合計画において、まちづくりの基本理念を「住むことを誇れるまちづくり」、「人が行き交うまちづくり」、「協働のまちづくり」と掲げ、「三世代が共に輝く元気交流空間 夢と希望を未来へつなぐまち」をまちの将来像として、まちづくりを進めています。このなかで、文化芸術の振興については、「次代を担う人を育む教育・文化のまち」を目標とし、主要施策に「文化芸術団体・指導者の育成」、「文化芸術の鑑賞機会と発表機会の充実」を掲げ、心豊かな活力ある町民生活の実現と地域文化の伝承に向け、町民主体の文化芸術活動の活発化を促進しております。

また、文化芸術活動は、人々に喜びや感動、心の安らぎをもたらし、人生に潤いをあたえてくれるものであり、現在のような成熟した社会において、大変重要な要素のひとつであります。取分け本町においては、文化芸術活動への参加者の減少や高齢化、若年層の参加率の低下といった状況もみられることから、世代を問わずだれもが気軽に文化芸術にふれ、楽しみ、活動できる環境づくりを一層進めていく必要があります。

このため、「新たな文化的施設」の整備のあり方について、町議会議員や学識経験者、各種団体等の代表者からなる茨城町文化的施設整備建設検討委員会において、様々な角度からご検討をいただくとともに、町民アンケートの実施や文化協会加盟団体からの意見等を取り入れることにより、施設整備に向けての方向性として、基本構想を策定するものです。

◇ 基本構想の役割

本基本構想は、新たな文化的施設の基本的な考え方や将来像を明らかにするとともに、必要な施設の機能や諸室の概要等、施設整備に向けての方向性を定めたものです。また、新たに整備される施設の総合的かつ計画的な管理運営の指針となるものです。



1-2 基本構想策定の経緯

◇ これまでの検討経緯

本町では、東日本大震災で被災した茨城町立中央公民館の代替施設として、平成 25 年 2 月に「茨城町文化的施設整備基本方針」を策定し、文化的施設の整備に向け検討を進めてきました。

しかしながら検討を進めていく中で、東京オリンピック開催決定による建築単価や労務単価の高騰等により、総事業費が当初予定より増大し、また今後もさらに高騰し続けるとの見込みがあったため、平成 26 年 6 月に計画を延期することとしました。

平成 29 年 12 月町議会において、今後も現在の水準で建築単価等が推移していくことが見込まれることから、これ以上先送りするより、整備を早急に進める方向で具体的な検討を再開していくこととしました。

年 月	内 容
平成 23 年 3 月	○東日本大震災の発生 茨城町立中央公民館が被災し使用不能となる
平成 25 年 2 月	○茨城町文化的施設整備基本方針の策定
平成 26 年 6 月	○事業延期の表明 建築資材や労務単価が高騰し始め、当初に計画した総事業費を大幅に上回り、さらに高騰することが予測されたため
平成 29 年 12 月	○事業検討再開の表明 建設費を削減するため、施設の規模や機能など、既存の整備方針をもう一度見直すことが必要

◇ 取り巻く状況の変化

- 平成 25 年度から平成 26 年度に大幅な上昇が見られたが、現在のところ単価上昇は落ちついている
- 今後の建築単価等の見通しについて、東京オリンピック以降も現在の水準より単価が大きく下がることは考えにくい
- 平成 27 年度の都市再生整備計画事業の制度改正により、交付対象区域が市街化区域内となったため、建設場所では国庫補助金の活用が見込めない
- 駒場庁舎が公民館機能の一部として整備されている

◇ 延期した計画の白紙

これまでの検討の結果、延期した計画による整備再開は、大変困難な状況にあり、建設費削減のためには、延期した計画の施設規模や機能、立地条件などを根本的に見直す必要があると判断しました。

このことから、これまで進めてきた計画をすべて白紙とし、
新たな文化的施設基本構想の策定を行います。

1-3 町の上位・関連計画の位置付け

新たな文化的施設整備に関連する計画は、町の上位計画である茨城町第 6 次総合計画を始め、茨城町教育振興基本計画において、下記のとおり位置づけられています。

(1) 茨城町第 6 次総合計画「いばらきまち未来への道しるべ」(H30. 3)

●将来像

三世代が共に輝く元気交流空間 夢と希望を未来へつなぐまち

●基本計画 第 3 章 次代を担う人を育む教育・文化のまち

次代を担う創造性豊かで心身ともに健やかな人材の育成, この町で子どもに教育を受けさせたいと思えるまちづくりに向け, これまで整備してきた学校教育環境を活かし, 「人づくり教育」をさらに進めるとともに, 町民一人ひとりが自ら学び, 活動し, 充実した人生を送れるよう, 生涯学習社会の形成を進めます。

また, すべての町民が生きがいと感動に満ちた暮らしを送れるよう, 町民主体のスポーツ活動や文化芸術活動の促進, 有形・無形の貴重な文化財の保存・活用を図るほか, 人づくりの一環として, 学校・家庭・地域が一体となった青少年の健全育成に向けた取り組みを進めます。

●主要施策 文化的施設の整備検討

文化的施設について, 景気の動向や町の財政状況を踏まえつつ, 施設規模や機能, 施設の構造等について見直しを行いながら, 柔軟な利活用が可能となるような施設の整備を検討します。

(2) 茨城町教育振興基本計画〈第 1 期計画後期〉2018-2022 (H30. 3)

●基本理念

郷土を愛し, 夢や志の実現に努力する, 創造性豊かで社会に貢献できる人づくり

●基本方針

楽しく学び続け, つながりのある環境をつくります (生涯学習の充実)

●施策 地域の芸術・文化活動の推進

心豊かな活力ある町民生活の実現と地域文化の継承に向け, 町民主体の文化芸術活動の活性化を促進していくために, 世代を問わず誰もが気軽に文化芸術に触れ, 楽しみ, 活動できる環境づくりを一層進めていく必要があります。

2 文化芸術振興に対する考え方

2-1 国や県の考え方

(1) 文化芸術基本法（平成 13 年 12 月施行（平成 29 年 6 月一部改正））

文化芸術に関する活動を行う人々の自主的な活動を促進することを基本としながら、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に貢献することを目的としています。

(2) 文化芸術の振興に関する基本的な方針（平成 27 年 5 月「第 4 次基本方針」）

国の基本的方針では、「文化芸術はすべての国民が真にゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活を実現していく上で不可欠のものであり、国民全体の社会的財産である」と位置づけ、今後、さらに文化の振興を図り、心豊かな国民生活を実現するとともに、国の魅力を高め「経済力」のみならず、「文化力」により評価される国、「文化芸術立国」を目指す方針が示されています。

(3) 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成 24 年 6 月施行）

劇場、音楽堂等の活性化を図ることで、実演芸術の水準の向上を通じて実演芸術を振興し、心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的として平成 24 年 6 月に施行されました。その中では、地方公共団体が取り組むべき事項を明確にし、劇場、音楽堂等を設置運営する者の役割や、関係者等の相互の連携及び協力、取り巻く環境の整備を進めることを掲げています。

(4) 茨城県文化振興条例（平成 27 年 12 月制定）

茨城県では、県の責務並びに市町村、文化団体及び事業者の役割を明らかにするとともに、文化振興施策の基本となる事項を定めることにより、文化振興施策の総合的な推進を図るため、「茨城県文化振興条例」が平成 27 年 12 月に制定されました。

[基本理念]

- ・ 県民の自主性及び創造性の尊重並びにその能力発揮に係る配慮
- ・ 県民が等しく文化を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造できる環境の整備
- ・ 文化の多様性の尊重並びにその保護及び発展
- ・ 本県文化の次世代への継承に係る配慮
- ・ 文化の継承及び発展に資する人材の育成
- ・ 文化に関する関係者と県の相互連携及び協力

[責務・役割]

- ・ 県の責務：文化振興施策の総合的な策定・実施等
- ・ 県民の役割：自主的・主体的な文化活動を通じて文化を振興

成熟した社会における、文化芸術の振興は、人々が真にゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活を実現していく上で不可欠なものである。

2-2 町の考え方

文化芸術は、喜びや感動、心のやすらぎをもたらし、人生に潤いを与えてくれるものであり、同時に、豊かな感性や創造性を育み、何物にも代えがたい心のよりどころであります。特に、次代を担う子どもたちにとって、人間形成に大きな影響を及ぼすものであります。また、文化芸術の振興は、人と人を結びつけ、相互理解を促し、豊かな社会の形成やまちの魅力と活力の創出に大きく寄与するものであります。

町民は、健康で文化的に生きる権利を有しており、全ての町民が自由に文化芸術活動を行い、これを享受することは尊重されなければなりません。そのためには、子どもから大人、高齢者、障がい者等が区別なく文化芸術に触れる機会を創出し、さらには新しい文化芸術の創造のための環境整備と拠点機能の充実を図ることが必要であります。

(1) 文化芸術活動拠点の整備

町民が日頃の成果を発表できる舞台や、優れた文化芸術を体験することは、文化芸術活動を始めたり、より質の高い活動に取り組んだりする契機となります。また、文化芸術を通じて社会に参加し、いきいきと暮らすためには、活動の発表機会の充実が必要であります。

町民が優れた文化・芸術に触れる機会を確保するためには、東日本大震災により被災した茨城町立中央公民館の代替施設として、イベント時に多数の町民を収容できるホールや公民館機能を有する文化的施設を整備することが急務となります。

(2) 町民協働による新しい文化芸術の創造

本町は町民協働によるまちづくりを推進しており、文化活動における協働は、様々な分野における取り組みを創出し、新しい文化を創造する可能性を有します。文化的施設の整備（ハード面の整備）と併せて、文化活動の主体である町民の活動意欲や新たなネットワークを生みだすため、町民、文化団体、企業、行政並びに教育機関が連携を図り、新しい文化芸術の創造につなげていく（ソフト面の整備）必要があります。



3 町の文化芸術活動の現状と今後の方向性

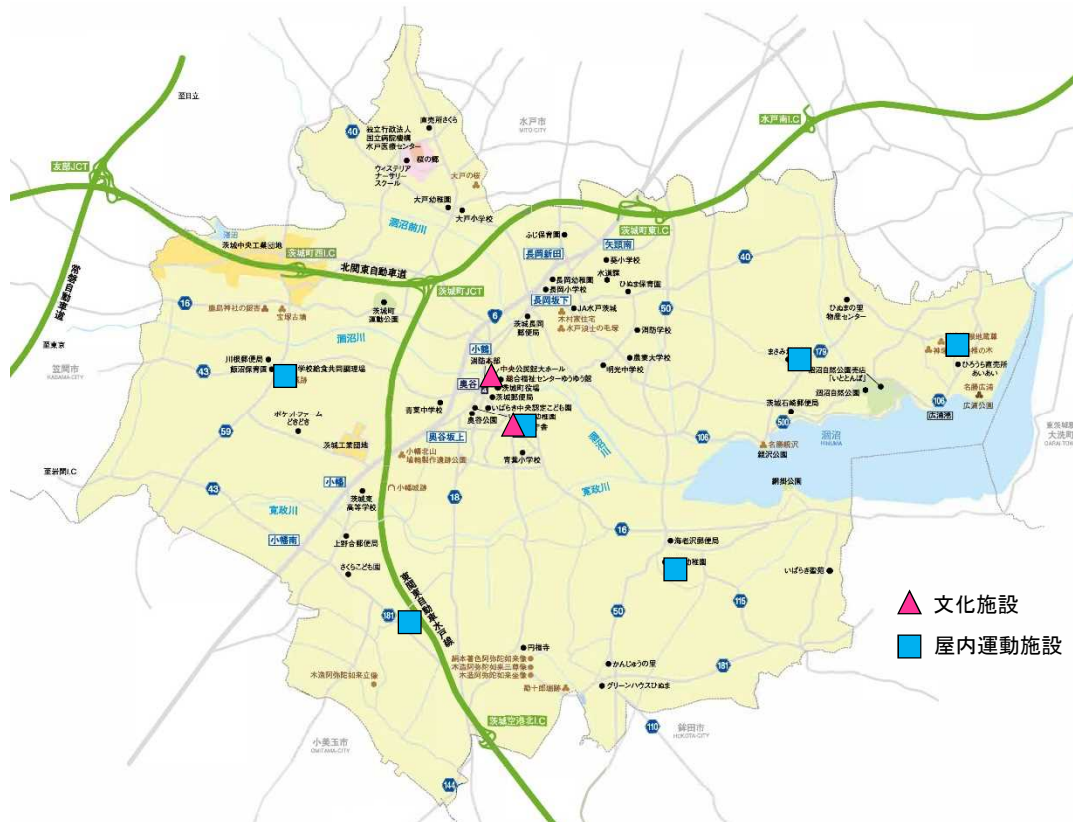
3-1 既存文化施設等の概要

本町には、町民が文化芸術活動を行う施設（以下「文化施設」という）として、閉校跡地を整備した駒場庁舎や茨城町役場に隣接する中央公民館大ホールがあり、町民サークル・団体等への施設の貸出、講座の企画運営や高齢者学級、町主催のイベントなどを行っています。

その他、地域のスポーツ活動等を行う場として閉校した学校跡地の屋内運動場があり、また公民館、コミュニティセンター、集落センターといった地域の集会所も、町内に分布しています。

施設の種類	施設の名称	施設数
文化施設	茨城町駒場庁舎、茨城町立中央公民館大ホール（体育館）	2
屋内運動施設	旧石崎小、旧広浦小、旧川根小、旧上野合小、旧沼前小、旧駒場小	6
地区集会所	公民館、コミュニティセンター、集落センター	45

図一施設位置図



3-2 既存文化施設の現状と課題

◇ 既存文化施設の現状

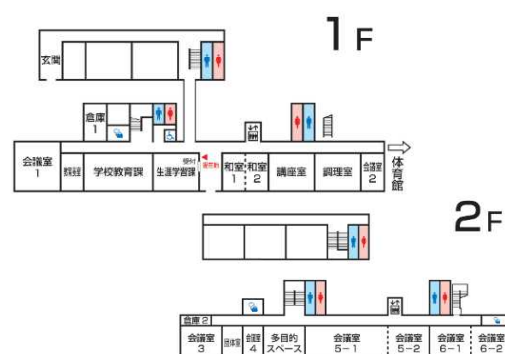
■ 茨城町駒場庁舎

学校再編に伴い、閉校となった旧駒場小学校の一部を平成 27 年度に大規模改修し、町中央公民館の一部として、和室や調理室などにして有効活用を図っています。現在は、クラブ活動の練習や会議、町民教養講座又は文化協会主催事業など、幅広く利用されています。

【外観写真】



【施設平面図】



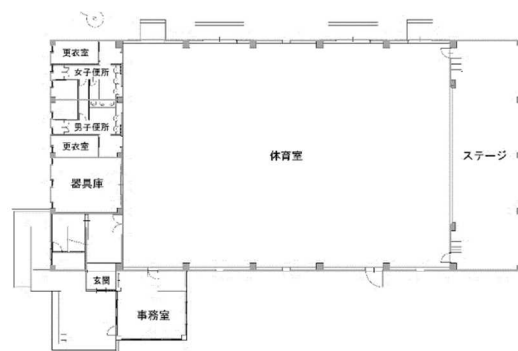
■ 茨城町立中央公民館大ホール(体育館)

中央公民館大ホールは、昭和 49 年度に竣工、平成 24 年度に一部改修（事務室の増築等）と耐震工事を行いました。現在は、「茨城町民の日式典」や「成人の日式典」等のイベントの実施場所として、利用されています。

【外観写真】



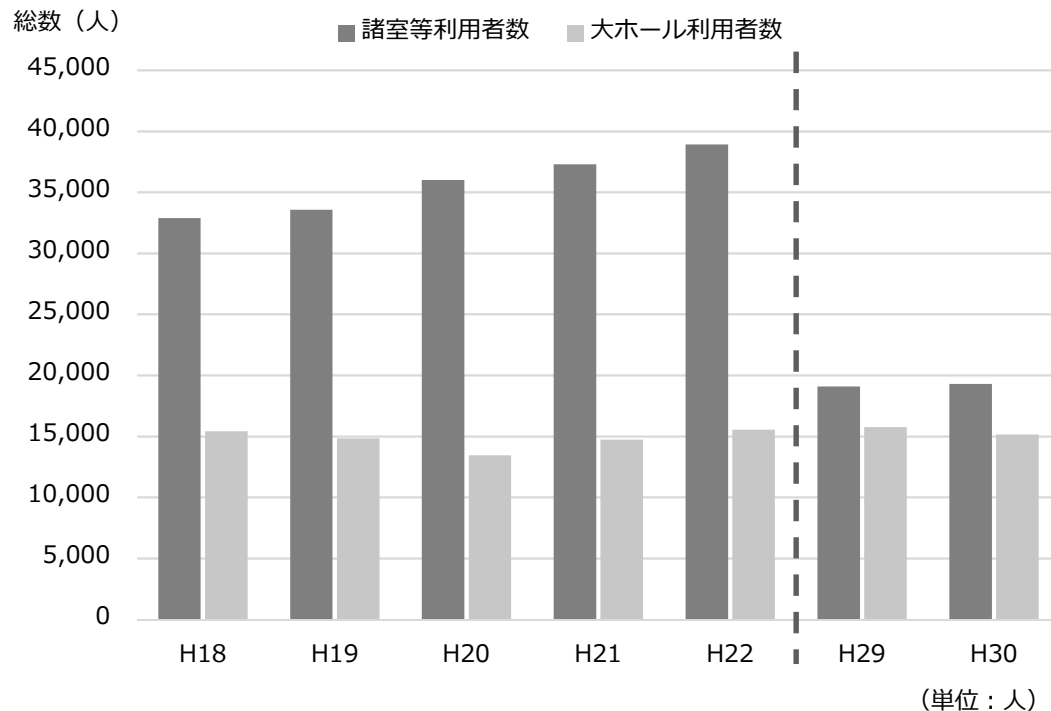
【施設平面図】



◇ 施設利用者の現状

諸室等の利用者数は、震災前の旧中央公民館時代に 38,919 人(平成 22 年度)、駒場庁舎整備後では 19,288 人(平成 30 年度)とピーク時の半数程度にとどまっています。また大ホール利用者数は、震災前と震災後でほぼ横ばいとなっています。

図―利用者数の推移



年度		H18	H19	H20	H21	H22	H29	H30
利用 者 数	諸室等	旧中央公民館					駒場庁舎	
		32,884	33,567	35,997	37,290	38,919	19,085	19,288
	大ホール	15,420	14,825	13,438	14,740	15,531	15,745	15,159

※平成 23 年度から 28 年度までは、小堤学習等共用施設やゆうゆう館等を使用していたためデータなし

◇ 既存文化施設の課題

- 駒場庁舎は諸室が細分化され、地域・世代間の新たな交流が生まれにくい状況である。また、防音、遮音設備がないため、大きな音を出す活動に制限がある。
- 中央公民館大ホールは、プロの音楽家等の演出に対応できる設備が備わっていない。また、冷暖房設備が整備されていないため、観客側にも不便を来している状況である。
- 中央公民館大ホールは、茨城町教育施設等長寿命化計画※において、築 45 年を超えている施設で、雨漏り等の老朽化が著しい施設であることから、改築等の必要性が高い施設とされている。

※茨城町教育施設等長寿命化計画：

茨城町教育施設等長寿命化計画は、本町が管理する学校教育系施設や町民文化系施設等について、現状の把握・課題整理・分析を行い、今後の維持保全の方向性を検討するとともに、現地調査を踏まえた施設評価を行い、ライフサイクルコスト、保全優先度を勘案した教育施設の長寿命化計画を策定することを目的とするものです。

3-3 町の文化芸術活動の現状

◇ 町の文化芸術活動の現状

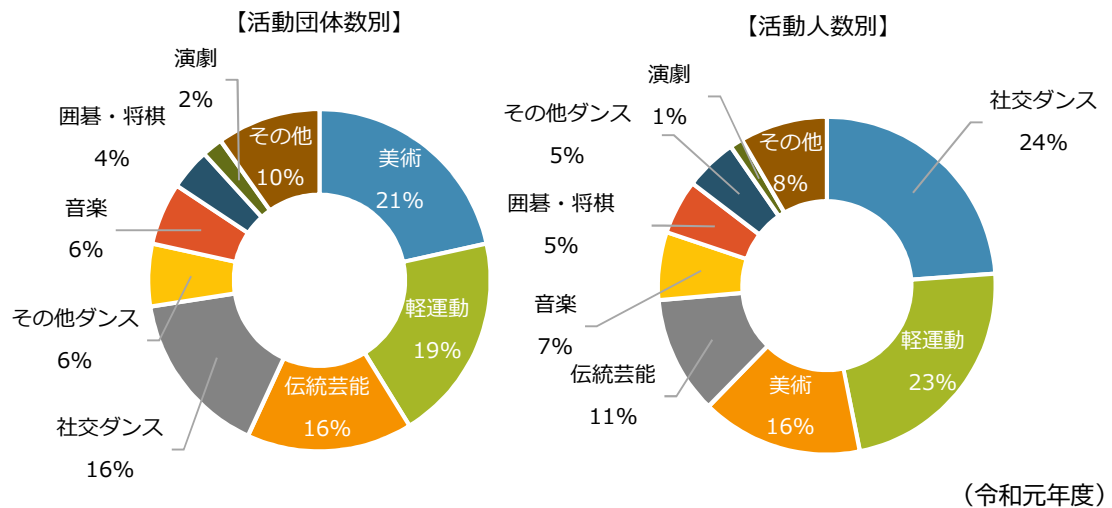
本町では、文化協会が中心となり、多種多様な文化芸術活動が行われており、これら文化芸術団体の自主的な活動を育成・支援しているほか、文化芸術の祭典である町民祭の開催をはじめとする多様な文化行事を行っています。

しかし、本町の文化芸術活動団体数は、震災前は83団体（平成22年度）、震災後では51団体（平成30年度）と4割程減少しています。これは、参加者の減少や若年層の参加率の低下、高齢化による団体の集約が起因していると考えています。

◇ 活動団体の概要

- 美術系（彫刻、書道、絵画等の制作）の活動を行っている団体が多い。
- 多くの社交ダンスサークルが存在し、社交ダンスの練習や発表が盛んに行われている。
- 音楽・演劇サークルは存在するが、全町的にはあまり盛んに行われていない。

図一活動団体数の現状



ジャンル	内容	活動団体数 (団体)	活動人数 (人)
音楽	キーボード、ギター、合唱の練習	3	31
演劇	演劇の稽古	1	6
伝統芸能	短歌、大正琴、舞踊の練習	8	54
美術	彫刻、書道、絵画等の制作	11	74
社交ダンス	社交ダンスの練習・発表	8	114
その他ダンス (社交ダンス以外)	フラダンスの練習	3	24
軽運動	ヨガ、吹矢、空手、卓球等の練習	10	110
囲碁・将棋	囲碁、将棋の対局	2	25
その他	英会話、パソコン教室等	5	40
合 計		51	478

3-4 今後の方向性

本町の文化芸術活動の現状を踏まえると、文化芸術活動への参加者の減少や高齢化、若年層の参加率の低下といった状況がみられ、本町の課題となっています。今後は、心豊かな活力ある町民生活の実現と地域文化の伝承に向け、町民主体の文化芸術活動の活発化を促進していくために、世代を問わずだれもが気軽に文化芸術にふれ、楽しみ、活動できる環境づくりを一層進めていく必要があります。

◇ 文化芸術振興の方向性と方策

(1) 町民が気軽に文化芸術に触れる機会の確保

多くの町民が優れた文化芸術に触れ、感動を味わうことにより、鑑賞⇒参加⇒創造⇒発信の文化芸術の活動循環を果たすことができ、地域に根差した文化芸術のすそ野を拡大させていきます。

(2) 文化芸術を活用した人づくり

文化芸術に満ち溢れたまちを築き上げるため、次代を担う若者をはじめ文化芸術活動に関わりの少なかった人たちなども対象に、文化芸術の楽しさを伝え、人材の育成とともに生涯を通じた参加へと発展させていきます。

(3) 地域振興への寄与及び文化芸術による連携・協働

文化芸術を通じ、人と人がつながり、共感し、交流しあうことでにぎわいを生み、茨城町の魅力向上や地域活力の創出につなげていきます。



- 文化芸術の祭典である町民祭など、魅力ある文化行事の企画・開催し、文化芸術団体と共同して行い、多様な文化芸術を鑑賞する機会と活動成果を発表する機会を推進する。
- 町民の自主的な文化芸術活動の一層の活発化を促進し、多様なニーズに応えるため、各種文化芸術団体の育成・支援、指導者の育成・確保を図る。
- これまで文化芸術活動に参加してこなかった人を掘り起こし、既存の団体と交流し合うことでにぎわいを創出するため、新たな文化芸術活動団体の立上げ支援を行う。



▲町民サークル活動の様子



▲文化芸術活動の発表の様子

◇ 群馬県邑楽町の事例

● 邑楽からの文化発信を目指して

邑楽町では、単なる「ハコモノ」として公民館を整備するのではなく、この中央公民館を使って全国に発信ができるよう、町民の皆さんの自主的な活動を育てるため、町民とともにワークショップや学習会、幼稚園・保育園・学校等へアウトリーチなどを仕掛け、文化芸術活動への醸成を図っていきました。

● 施設の特徴

1. 町民が日常的に使用する施設

邑楽町中央公民館は、興業目的でなく、町民の日ごろの練習の成果が、良い環境の中で発表できるような、質の高いホールを備えた施設となっています。町民が気軽に利用でき、日常的に学習や練習に励めるような、使い勝手の良い施設とし、ホールについてもクラシック音楽の上演に特化せず、さまざまな演目に使用できる多目的なホールとなっています。

2. 効率的な施設の配置計画

邑楽町中央公民館は、施設を大きく東西に「ホールゾーン」と「公民館ゾーン」に分けられ、それらが中庭を取り囲むように構成されています。イベント広場を兼ねる中庭を活動空間が立体的に取り囲むことにより、様々な活動のシーンと来館動線が触れ合う機会を創出しています。

● 開館までの準備

音楽、ダンス、演劇の3部門を柱として「中央公民館開館準備事業」に、開館の3年前から取り組んでいます。

音楽のジャンルでは、広報誌等を通じて吹奏楽団員を募集し、その結果、小学生を含む30名を超える町民吹奏楽団が活動を開始しました。

演劇では、プロの演出家等を招き、演劇ワークショップを開催、そこに集まった人を中心に「町民劇団（仮）楽・邑楽」を結成しました。

ダンスでは、他の自治体で行っていない独自の訴求力のあるイベントを実施しようと、県内でも珍しい1対1のダンスバトル大会を開催し、遠く宮城県仙台市や長野県松本市からの参加者も含め100人以上が集まり、注目を集めています。

3年間の取り組みの特徴は、既存組織の再編成ではなく、広く一般に公募し、新たに組織化を進めてきたことです。その結果、これまでの公民館活動のなかではなかなか集まってこなかった小学生、中学生、高校生などの若年層が多数参加してきました。

● 施設整備の効果

邑楽町中央公民館は、町民の交流の場、文化芸術の発信基地及び学習活動の拠点として、町内だけでなくとどまらず町外や県外からも多くの利用者に利用されています。

また、ホールのイベント時だけでなく日常的に利用され、他の公共施設との相乗効果もあり、にぎわいの創出にも寄与するなど大きな成果を上げています。

【年間利用者数】約6万4千人(旧邑楽町公民館)→約11万人(開館1年後)

参考：邑楽町中央公民館建設工事基本設計図書
月刊社会教育 2019.1,
広報おうら令和元年10月号

4 新たな文化的施設の基本的な考え方

4-1 新たな文化的施設の基本方針

「既存の文化施設の課題」や「町の文化芸術活動の方向性」を踏まえると、新たな文化的施設には、「気軽に参加でき」、「地域・世代間の交流が生まれる」ことが求められることから、既存の文化施設では成しえない、様々な取り組みを図り、その上で、既存の文化施設と連携しながら、文化・芸術活動の裾野の拡大や地域コミュニティの拡大など、効果的な活用を図っていく必要があります。

また、文化芸術活動への「参加者の減少」「高齢化」「若年層の参加率の低下」により、文化芸術を支える基盤の脆弱化が懸念されることから、新たな文化的施設が目指す姿を以下のとおりとします。

施設の整備に当たっては、施設が目指す姿を実現するために、施設の基本方針や5つの柱を定め、それらに基づき、地域の活性化やにぎわいを創出する施設の整備を図ります。

◇ 新たな文化的施設が目指す姿

世代を問わずだれもが気軽に文化芸術にふれ、楽しみ、活動できる空間

◇ 新たな文化的施設の基本方針

方針1 幅広い利用に対応でき、自分たちが楽しむことのできる施設

音楽、演劇、ダンスなど様々な人々が文化芸術活動を行える自主活動の場を提供します。音楽ワークショップや演劇ワークショップなど、参加者の体験と学びを通じて、自主的な文化活動が行われる環境を醸成することのできる施設とします。

方針2 文化芸術を身近に触れることができる施設

鑑賞の場として、普段触れることの少ない質の高いものから気軽なものまで、コンサートや演劇など文化芸術に触れる施設とします。また、自宅にいても文化芸術活動に参加できる環境づくりを検討します。

方針3 多様な交流が生まれる施設

世代を問わず、誰もが気軽に利用でき、日常的に地域間、世代間の交流が生まれる施設とします。さらに、県内外に住む人達との多様な交流を促進し、町の魅力向上を図ります。

◇ 新たな文化的施設の5つの柱

- ① ホール用途は単に興業目的でなく、主に町民が日頃の成果を発表できる施設
- ② ホールに加えて、町民が日常的に文化芸術活動を行える諸室を備えた施設
- ③ 子ども連れにも、ゆっくり文化芸術の鑑賞や活動ができる施設
- ④ 世代を問わず、誰もが気軽に利用できる施設
- ⑤ 屋外で、日常的にイベント等が開催できる施設

文化芸術の振興だけでなく、町の活性化や賑わいを創出する

4-2 町民等の意向把握

新たな施設の検討にあたり、総合的かつ持続的な視点をもって、整備・運営をするべく、利用主体となる町民及び町文化協会加盟団体の意見を把握するため、アンケート調査を実施しました。

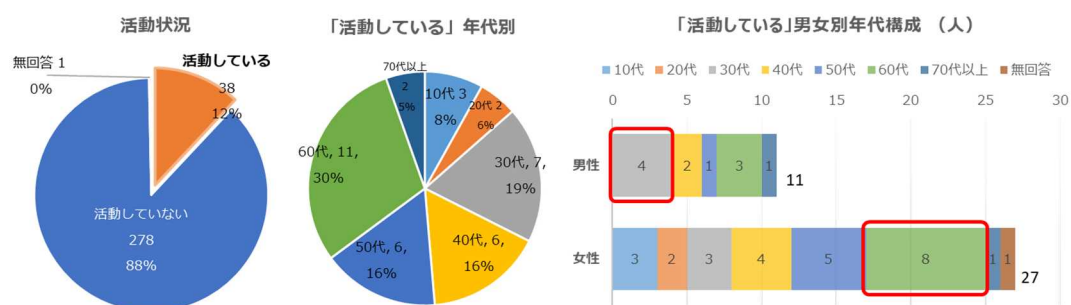
◇町民アンケート調査

1) 実施概要

調 査 対 象	茨城町在住の 16 歳以上の方（令和 3 年 4 月 1 日時点）：1,000 人																																																												
調 査 期 間	令和 3 年 1 月 12 日から令和 3 年 1 月 27 日まで																																																												
調 査 方 法	郵送又は Web サイト（スマートフォン）																																																												
回 収 状 況	317 件/1,000 件（回収率：31.7%） 男女比 <table><thead><tr><th>性別</th><th>人数</th><th>割合</th></tr></thead><tbody><tr><td>男性</td><td>141</td><td>44%</td></tr><tr><td>女性</td><td>174</td><td>55%</td></tr><tr><td>回答したくない</td><td>2</td><td>1%</td></tr></tbody></table> 年代別 <table><thead><tr><th>年代別</th><th>人数</th><th>割合</th></tr></thead><tbody><tr><td>10代</td><td>26</td><td>8%</td></tr><tr><td>20代</td><td>32</td><td>10%</td></tr><tr><td>30代</td><td>48</td><td>15%</td></tr><tr><td>40代</td><td>50</td><td>16%</td></tr><tr><td>50代</td><td>42</td><td>13%</td></tr><tr><td>60代</td><td>88</td><td>28%</td></tr><tr><td>70代以上</td><td>30</td><td>10%</td></tr><tr><td>無回答</td><td>10</td><td>3%</td></tr></tbody></table> 地域別 <table><thead><tr><th>地域別</th><th>人数</th><th>割合</th></tr></thead><tbody><tr><td>上野合地区</td><td>52</td><td>16%</td></tr><tr><td>長岡地区</td><td>80</td><td>25%</td></tr><tr><td>石崎地区</td><td>62</td><td>20%</td></tr><tr><td>沼前地区</td><td>59</td><td>19%</td></tr><tr><td>川根地区</td><td>54</td><td>17%</td></tr><tr><td>無回答</td><td>10</td><td>3%</td></tr></tbody></table>	性別	人数	割合	男性	141	44%	女性	174	55%	回答したくない	2	1%	年代別	人数	割合	10代	26	8%	20代	32	10%	30代	48	15%	40代	50	16%	50代	42	13%	60代	88	28%	70代以上	30	10%	無回答	10	3%	地域別	人数	割合	上野合地区	52	16%	長岡地区	80	25%	石崎地区	62	20%	沼前地区	59	19%	川根地区	54	17%	無回答	10	3%
性別	人数	割合																																																											
男性	141	44%																																																											
女性	174	55%																																																											
回答したくない	2	1%																																																											
年代別	人数	割合																																																											
10代	26	8%																																																											
20代	32	10%																																																											
30代	48	15%																																																											
40代	50	16%																																																											
50代	42	13%																																																											
60代	88	28%																																																											
70代以上	30	10%																																																											
無回答	10	3%																																																											
地域別	人数	割合																																																											
上野合地区	52	16%																																																											
長岡地区	80	25%																																																											
石崎地区	62	20%																																																											
沼前地区	59	19%																																																											
川根地区	54	17%																																																											
無回答	10	3%																																																											

2) 結果概要

【文化芸術活動について】



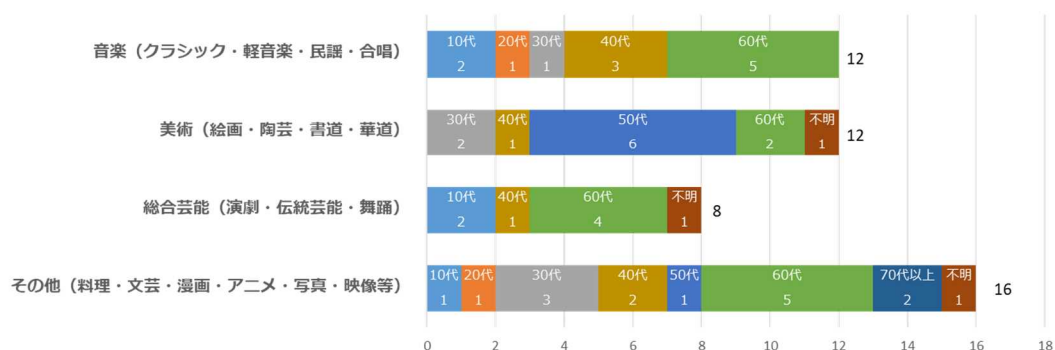
「活動している」と回答したのは全体の12%にあたる38名。男女比をみると女性が約2.5倍の数値となっている。

「年代別」でみるとやはり60代が多く、次いで30代、40代・50代は同数、10代と続き、最少の20代と70代以上が同数となった。

「男女別年代構成」では、男性は10代・20代がおらず30代が最も多い。女性は60代が最多で、50代、40代と続く。

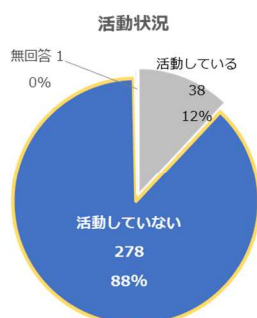
A 活動している

活動ジャンル（年代別：複数回答）

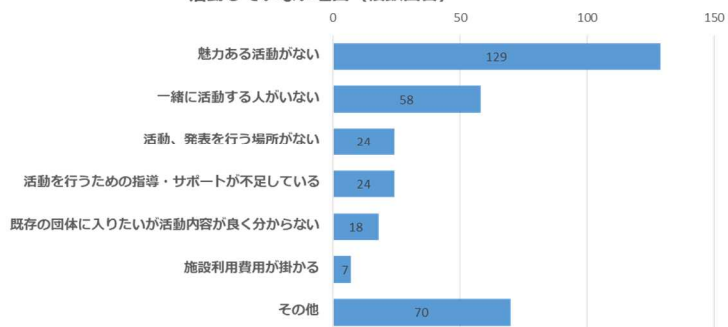


どのジャンルも幅広い世代で活動されている。特に 40 代～60 代の割合が圧倒的に多く、どのジャンルもその世代が半数以上を占めている。時間と経済的に余裕のある世代が、文化芸術活動に積極的であることがうかがえる。

A 活動していない



活動していない理由（複数回答）



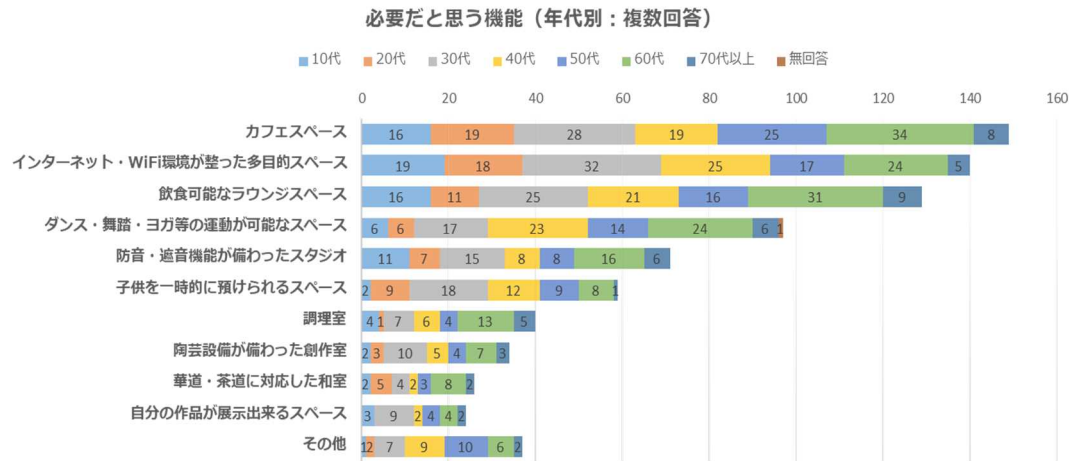
活動していない理由は「魅力ある活動がない」ことが 129 件と突出して多く、全体の 4 割近い人が挙げている。次いで「一緒に活動する人がいない」となった。

魅力ある活動を創出するためには、建設後の運営（ソフト面）が大きな課題と考えられる。



- 文化芸術活動に関して女性の方が関心が高い傾向があり、年代層では子育て世代とみられる 30 代、時間と経済的に余裕のある 60 代の関心が高いと目される
- 文化芸術活動を行わない理由として「魅力ある活動がない」という意見が最も多く次いで「一緒に活動する人がいない」となっており、その他の意見として「時間がない」という意見が多く見られる

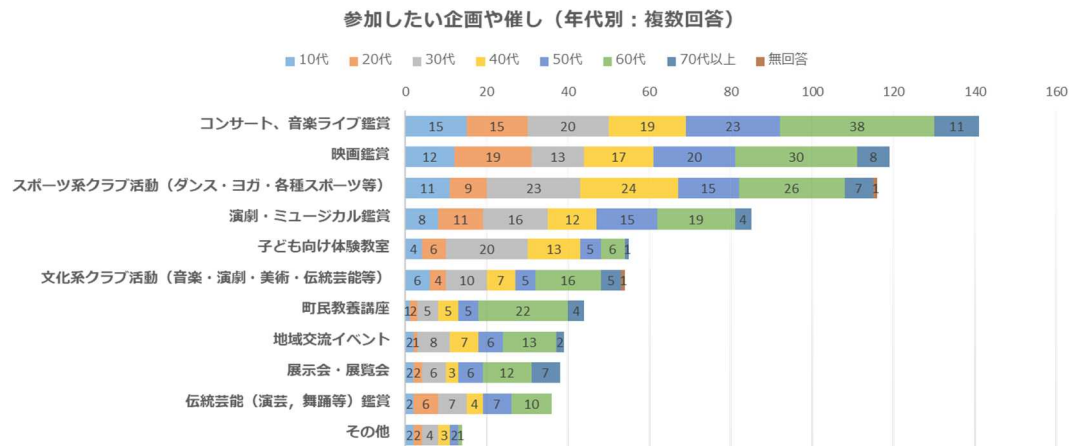
【新たな施設に必要なと思う機能について】



「カフェスペース」「飲食可能なラウンジスペース」を要望する方がどの世代にも多く、設備面では「インターネット・WiFi環境」の整備を要望する声が多い。

次いで「運動スペース」「音楽スタジオ」「託児スペース」の要望が上位となった。

【新たな施設で参加したい企画や催しについて】



どの世代にも共通して「コンサート、音楽ライブ鑑賞」の要望が最も多く、次いで「映画鑑賞」「スポーツ系クラブ活動」「演劇、ミュージカル鑑賞」「子ども向け体験教室」が続き、「文化系クラブ活動」はそれに次ぐ結果となった。



- 新たな施設への要望として「インターネット・Wi-Fi 環境の整った多目的スペース」や、「カフェスペース」「飲食可能なラウンジスペース」といった意見が多いことから文化芸術活動をする場所、発表の場というだけでなく交流の場としてのニーズがあるように思われる。
- 活動の内容については小規模で活動できるものや、スタジオなど小人数で楽しめる活動を想定した要望が見られ、こうしたニーズに応じた施設が要望されているように思われる反面、映画館のような大規模施設やさらにスポーツ系クラブ活動を行いたいとの要望もあり多様な利用に対応した施設が望まれている。

◇文化協会加盟団体アンケート調査

1) 実施概要

調 査 対 象	茨城町文化協会加盟団体：19 団体
調 査 期 間	令和 3 年 1 月 20 日から 2 月 10 日まで
調 査 方 法	ヒアリング及び郵送

2) 新たな施設に望むこと, 期待されること

- ・施設は絶えず人の出入があり賑わっていることが一番大切である
- ・各団体が各々練習できる程々の部屋が数室用意できれば十分
- ・フレンドホットフェアのような発表会の開催時には、発表のためのホールがあり、観客を収容することができること
- ・30 人程度で会議できるスペースが確保できること(会議室など)
- ・小中学校の音楽発表の場に相応しいホール、収容スペース、駐車場等が確保できること
- ・町の文化財や歴史資料等年間通して見学できる展示資料室
- ・使用料金の無料化をお願いします
- ・新たな施設のホール・多目的ホールは 1 階に設置して欲しい。又、機材の搬入口はステージに直接搬入出来るなど配慮していただきたい
- ・友部駅近くにある施設がとてもよくできています
- ・一般的な音響照明、リハーサル室など
- ・催事使用するパネル等を新しくして欲しい(軽量で)
- ・屋外にイベント用屋根付きステージ等を設置して欲しい
- ・町の避難所としての機能を備えて欲しい
- ・利用時の送迎を考えて欲しい(高齢者のためにも)



- 新たな施設に望むこと, 期待されることについては、自らが発表を行う為のホール設備や活動するための諸室に関する意見が多く見受けられたことから、新たな施設は、誰でも容易に利用できる施設設備が求められている。
- また、利用料金や利用時の送迎方法などの施設の利便性に関する意見が上がったことから、今後、運営面の検討に際しては、利用者のニーズを的確に把握し、十分に検討していく必要がある。

5 施設計画

5-1 施設の機能

◇ 施設の機能

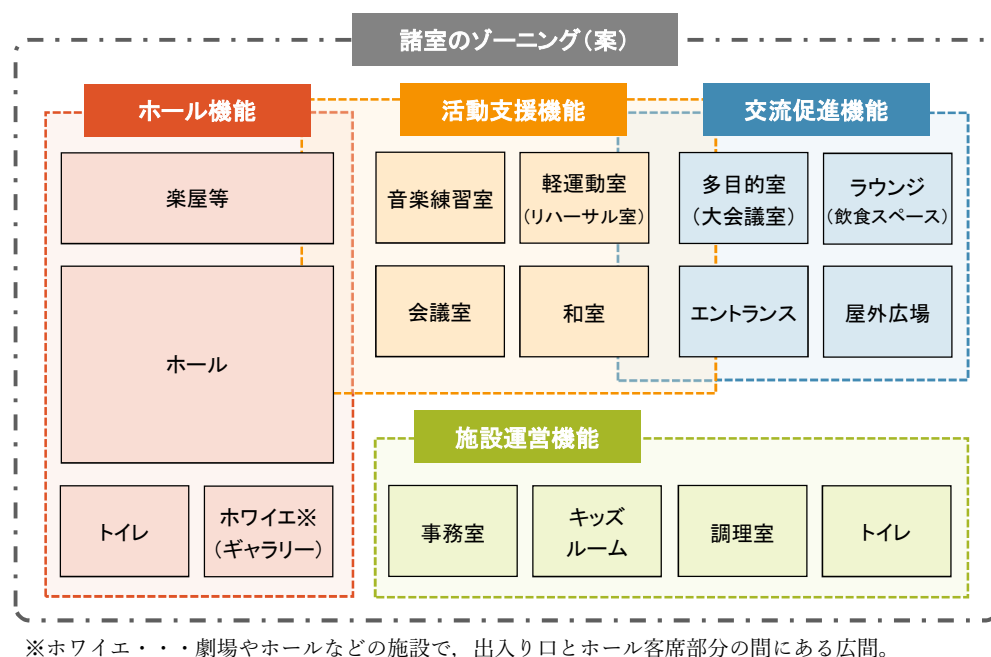
新たな文化的施設の基本方針や5つの柱、町民アンケート等の意見を踏まえ、新たな文化的施設に必要な施設機能を次のとおり想定します。

必要な施設機能	施設機能の概要
(1) ホール機能	・合唱や音楽演奏会・演劇発表会・ダンス発表会等が開催でき、町民の日頃の文化芸術活動の成果を発表できる場とします。 ・クラシック、ポップミュージック等の多彩な音楽、伝統芸能や現代演劇など、町民が優れた文化芸術活動に触れることができる場とします。 ・行政、企業、各種団体等が式典・講演会やコンベンション※等に利用できる場とします。
(2) 活動支援機能	・音楽、演劇などの練習や創作活動、ダンスやヨガなど軽い運動ができる諸室を設け、町民の文化芸術活動の支援を行う場とします。
(3) 交流促進機能	・文化芸術や観光等の情報発信の場や休憩スペース、企画展示や特産品販売、会議など多目的に利用できるスペース、町民が気軽に訪れることのできるラウンジスペースを設け、町民相互の交流が生まれる場とします。 ・屋外にイベント広場を設け、日常的に地域のにぎわいを生み出す場とします。
(4) 施設運営機能	・町民の文化芸術活動や交流活動を支える管理・運営の設備や事務室等を備えます。 ・子ども連れが、ゆっくり文化芸術の鑑賞や活動ができるような環境を整えます。 ・災害時に避難施設として利用できるよう、防災機能の役割を果たします。

※コンベンション・・・大規模な集会や会議のこと。

5-2 諸室の構成と内容

新たな文化的施設に必要な施設機能を整理すると、以下のようになります。



(1) ホール機能

① ホール

【舞台】

- ・舞台形式は、多用途なホール使用に対応できる、プロセニウム形式※¹とし、可動式の音響反射板※²を設置します。また、公演に用いられる様々な機器の設置スペースや出演者の待機スペースを確保するため、舞台袖のスペースを十分に設けます。
- ・音響や照明等の設備は、クラシック、ポップミュージック等の多彩な音楽、演劇やダンス等の舞台芸術から式典・講演会等まで様々な催し物に対応できるように配慮します。
- ・舞台の広さは、オーケストラで一般的とされる2管編成(60～70人程度)が配置可能な広さとしします。

【客席】

- ・客席数は概ね500席程度とし、ゆったり鑑賞できるよう、座席幅や前後間隔に配慮します。また、客席を可動式とすることで、段階的に客席数が調整できるものとしします。
- ・客席を収納し、客席と舞台の床レベルをフラットな平土間形式とすることや、客席に難聴者の聞こえを支援する設備(ヒアリンググループ)を設置する等、高齢者や障がい者が文化芸術活動を気軽に楽しめるホール計画としします。

※¹プロセニウム形式：

劇場における舞台形式のひとつであり、オペラ、演劇等伝統的な演目を上演する場合に多い形式。プロセニウム(額縁)により舞台と客席が明確に分けられている。
観客の視線の外に照明・機構を設備し、大掛かりな舞台や精巧な舞台を創り出せ、場面変換を容易に行える。

※²音響反射板：

プロセニウム形式の舞台で、生音の響きを豊かにするために設置される反響板のこと。多目的ホール独特の設備で、通常は舞台上方や後部などに格納され必要に応じて設置される可動式が一般的。

参考：建築計画・設計シリーズ「音楽ホール・劇場・映画館」市谷出版社

「劇場・ホールで働く人のための舞台用語ハンドブック」全国公立文化施設協会

② ホワイエ(ギャラリー)

- ・一時的に多人数が出入りすることに配慮し、来館者の安全な動線を確保できるよう十分な広さを確保します。また、町民ギャラリーとしての利用を検討します。

③ 楽屋等

【楽屋】

- ・出演者の利便性に配慮し、舞台及び舞台袖に隣接させます。また、男女利用を考え、小規模の楽屋を複数設け、楽屋同士を可動式の間仕切りにするなど、柔軟な利用を検討します。

【倉庫】

- ・大道具倉庫、機材庫、ピアノ庫等備品の種類に応じた倉庫を舞台近くに配置します。

【搬出入スペース】

- ・搬出入口は大型車による道具の積み下ろしがスムーズに行えるよう十分な間口、高さに配慮します。

④ トイレ

- ・女性用のトイレブース数を多くし、公演時の混雑が緩和されるよう十分な数を確保します。また、車いす使用者、高齢者、小さなお子様連れの方などが使用できる、バリアフリートイレを設置します。

ホールの特徴	
ホールは、文化芸術活動の創造・発表などに利用できる場として、誰もが使いやすい設備機能とし、主に町民の文化芸術活動団体による音楽発表会（合唱や軽音楽、中高生による吹奏楽の演奏会）や、ダンス発表会、各種講演会等の開催が期待されます。 また、プロ等による音楽公演や演劇公演の開催にも対応できるホールとしますが、フルオーケストラやコンサート興行、商業演劇等の大規模な演目の鑑賞は、県や水戸市をはじめ、近隣の文化施設と連携を図るとともに、町の文化芸術活動の振興を促進します。 ただし、近隣の文化施設には、ほとんど例をみない可動席を採用することで、イベントに応じて座席数を段階的に調整でき、また、客席と舞台の床レベルをフラットな平土間形式とすることで、利用用途の幅を広げ、文化芸術活動に加えて、コンベンションや展示会等、様々なイベントを企画し、町の新しい文化芸術の創造を図ります。	
	
▲プロセニウムステージ形式のホール	▲客席を収納した平土間形式のホール

(2) 活動支援機能

① 音楽練習室

- ・少人数の軽音楽等の練習が出来る場所として、防音性能を備えた諸室を計画します。

② 軽運動室(リハーサル室)

- ・合唱、演劇、ダンスやヨガ等の練習場所だけでなく、ホール使用時のリハーサル室としても利用可能な諸室を計画します。また、出演者数が多い場合の臨時の楽屋としての利用も検討します。

③ 会議室

- ・各種会議や研修会など、様々な活動に使用できる会議室を複数計画します。また、会議室同士を可動式の間仕切りにするなど、柔軟な利用を検討します。

④ 和室

- ・華道、茶道、着付けなど、日本の伝統文化の伝承のためにも使える場所として、和室の設置を計画します。

(3) 交流促進機能

① エントランス

- ・文化芸術や観光等の情報発信の場として、さらには、町民が気軽に訪れ、休憩等ができるエントランススペースを計画します。

② 多目的室(大会議室)

- ・企業の企画展示、特産品販売等のイベントや会議など様々な催しに対応できる多目的室を計画します。また、諸室の壁を可動式の間仕切りにするなど、エントランスと一体的な利用を検討します。

③ ラウンジ(飲食スペース)

- ・Wi-Fi環境を整備し、世代を問わず、誰もが学習やデスクワーク等に利用できる飲食可能なラウンジスペースを計画します。また少人数でのグループワーク等に対応できる個室ブース等の設置を検討します。

④ 屋外広場

- ・屋外に、イベントや休憩・食事ができる広場スペースを計画します。また、日常的にイベント等を開催し、容易に設営するための給排水・屋外コンセント等を整備します。

(4) 施設運営機能

① 事務室

- ・スタッフが管理、運営を円滑に行うために必要な執務スペースを確保します。

② キッズルーム

- ・幼児や子ども、保護者が気軽に利用できるキッズルームの設置を計画します。また公演時に、保護者がゆっくり文化芸術を鑑賞するため、子どもの一時預かり機能を検討します。

③ 調理室

- ・主にイベント時の仕出しや災害時の炊き出し場としての使用を目的とした、調理室の設置を計画します。

④ トイレ

- ・トイレは諸室の構成にあわせて適正に配置します。また、車いす使用者、高齢者、小さなお子様連れの方などが利用できる、バリアフリースイレを設置します。

5-3 諸室の規模と用途

施設全体の規模としては、施設の配置等により変動しますが、概ね延床面積 3,000 m²程度と想定します。具体的な諸室の規模・数については、基本設計で検討することとしますが、諸室はさまざまな機能に対して柔軟な対応ができる「多機能」とすることで、規模やランニングコストを抑えたコンパクトな計画を目指します。

施設機能	想定される諸室	諸室の用途	想定床面積
ホール機能	多目的ホール	各種公演、式典、講演会、会議等	約 1,600 m ²
	ホワイエ(ギャラリー)	公演時の休憩、展示等	
	楽屋等	出演者の控室、倉庫、搬出入等	
	トイレ	—	
活動支援機能	音楽練習室	音楽練習等	約 400 m ²
	軽運動室(リハーサル室)	ダンス、ヨガ、演劇練習、楽屋等	
	会議室	会議、研修会、講座等	
	和室	茶道、華道、着付け等	
交流促進機能	エントランス	情報発信、休憩	約 400 m ²
	多目的室(大会議室)	展示、特産品販売、会議等	
	ラウンジ(飲食スペース)	学習・ワーク、飲食等	
	屋外広場	屋外イベント等	
施設運営機能	事務室	会議スペース、更衣室等	約 600 m ²
	キッズルーム	親子交流、公演時の一時預かり等	
	調理室	イベント時仕出し、災害時炊き出し等	
	トイレ	—	
合 計			約 3,000 m ²

※屋外広場は、床面積に含まない。また、施設運営機能には、その他廊下等の共有部分も含む。

【参考 近隣の類似施設の規模】

施設名称	主な機能	床面積
水戸市民会館※（水戸市） ※2023 年開館予定	大ホール(2,000 席:固定), 中ホール(482 席:固定), 小ホール(平土間), 会議室, スタジオ, 展示室, 和室, レストラン等	23,169 m ²
笠間公民館（笠間市）	大ホール(512 席:固定), 会議室, 音楽室, 和室, 調理室, 展示室等	3,119 m ²
四季文化館みの〜れ（小美玉市）	大ホール(600 席:固定), 小ホール(300 席:可動), 和室, 練習室等	4,819 m ²
大洗文化センター（大洗町）	大ホール(800 席:固定), 会議室, リハーサル室, 喫茶室等	4,700 m ²
コミュニティセンター城里（城里町）	大ホール(600 席:固定), 研修室, サークル室, 和室, 図書室等	4,313 m ²

5-4 既存施設との役割分担

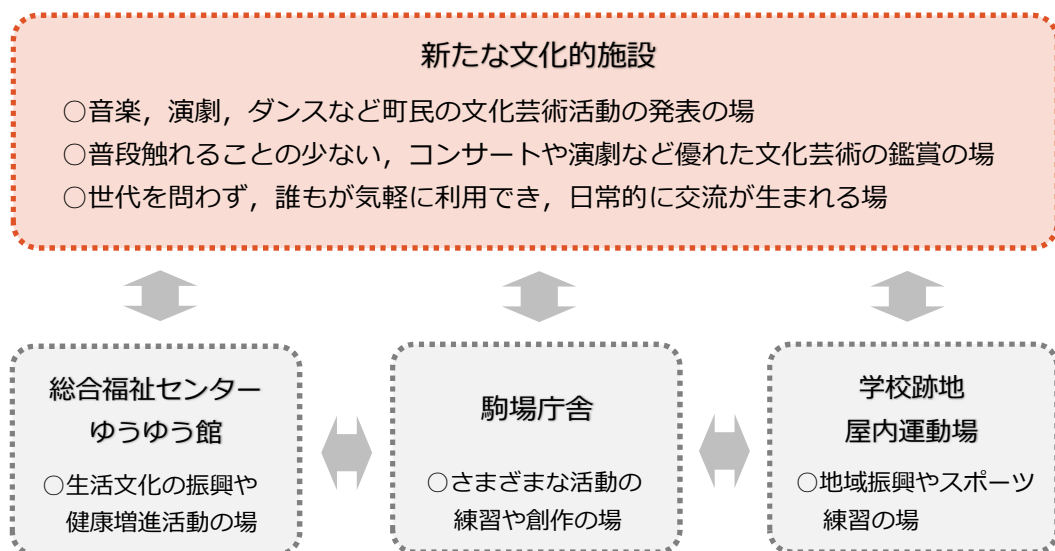
新たな文化的施設は、町民の文化芸術活動の中心拠点とするとともに、地域間、世代間の交流を生み出す施設とします。

また、日頃の文化芸術活動の「見える化」を図ることにより、若い世代をはじめ、これまで文化芸術活動に関わりの少なかった人々が関心を持ち、共感することで新たなコミュニティを生み出し、町の文化芸術活動の裾野を広げる施設とします。

そのため、既存施設では実施できないコンサートや芸術性の高い演劇会場としての役割を担います。さらに、防音設備を備えた諸室を設け、音楽、演劇、演芸の練習やダンスやヨガ等の軽運動に対応できる施設とし、町民の文化芸術活動を促進します。

また、多目的室やラウンジスペース、屋外広場等を設けることで、文化芸術活動が行える場としてのみならず幅広い利用目的に対応でき、地域間、世代間の交流を生み出すことにより、町の活性化やにぎわいを創出します。

なお、駒場庁舎等の既存施設では、引き続きスポーツ練習や健康増進活動、展示作品の創作活動等の活用を促進するなど、利用用途によって「新たな文化的施設」と「既存施設」との役割分担を図ります。



6 建設場所

6-1 建設場所の概要

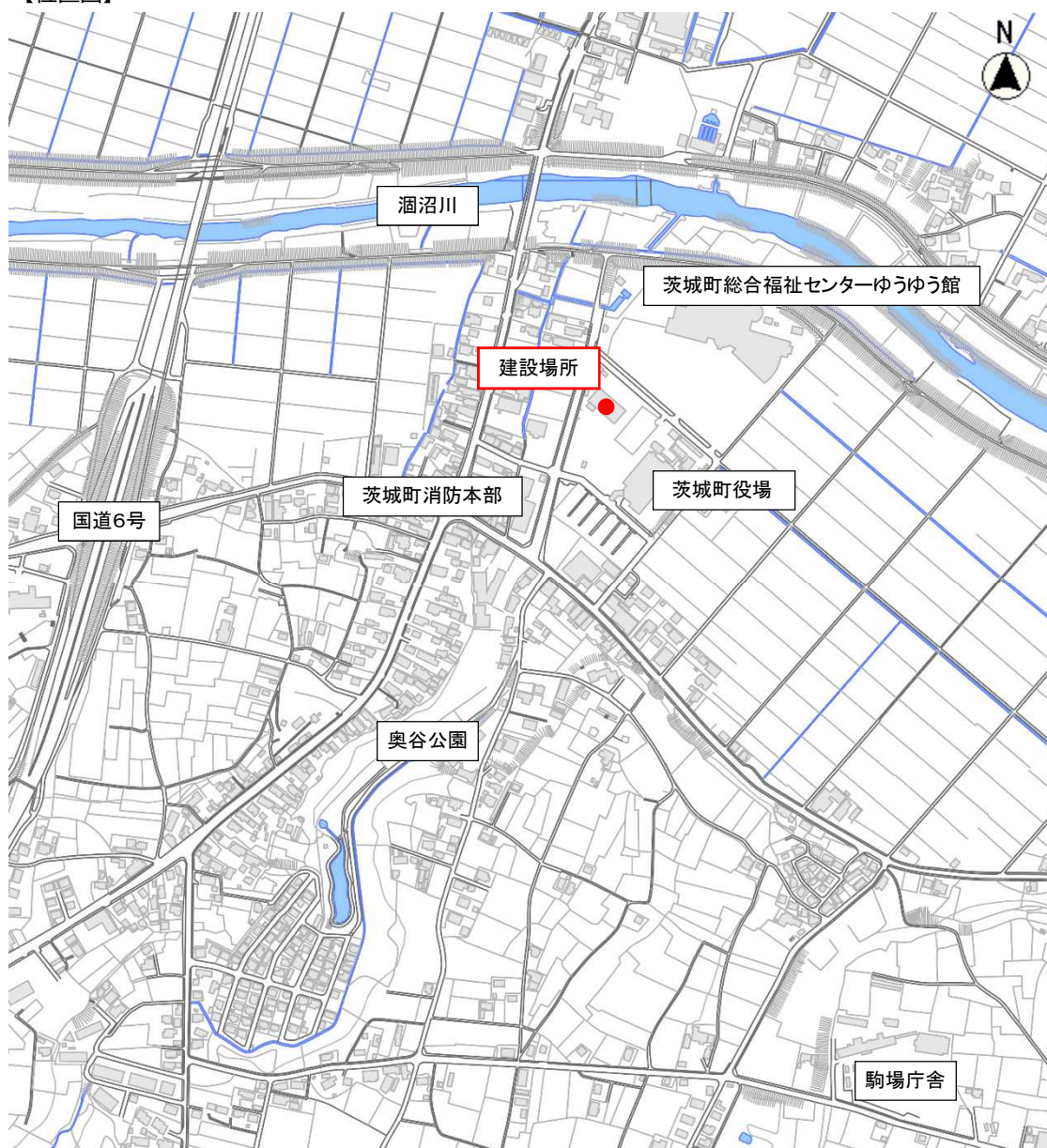
新たな文化的施設の建設場所は、シンボル性や土地利用条件等から検討した結果、町の文化芸術の振興及び町民の交流活動の拠点として期待できる場所であること。また、中央公民館大ホールは、建設から約50年が経過しており、老朽化による雨漏りなど大規模な修繕が必要となることから、町役場庁舎に隣接する「中央公民館大ホール解体後の跡地」とします。

◇ 建設場所の現況

建設場所を含めた、茨城町役場周辺地区は、茨城町の中心に位置し、地区内には町役場や町立図書館などの公共公益施設が集積する町の行政機関の拠点となっています。

また、周辺に住宅や身近な商店、銀行や郵便局などの業務施設が立地することから、隣接する奥谷・小堤地区とともに、町の中心市街地を形成しております。

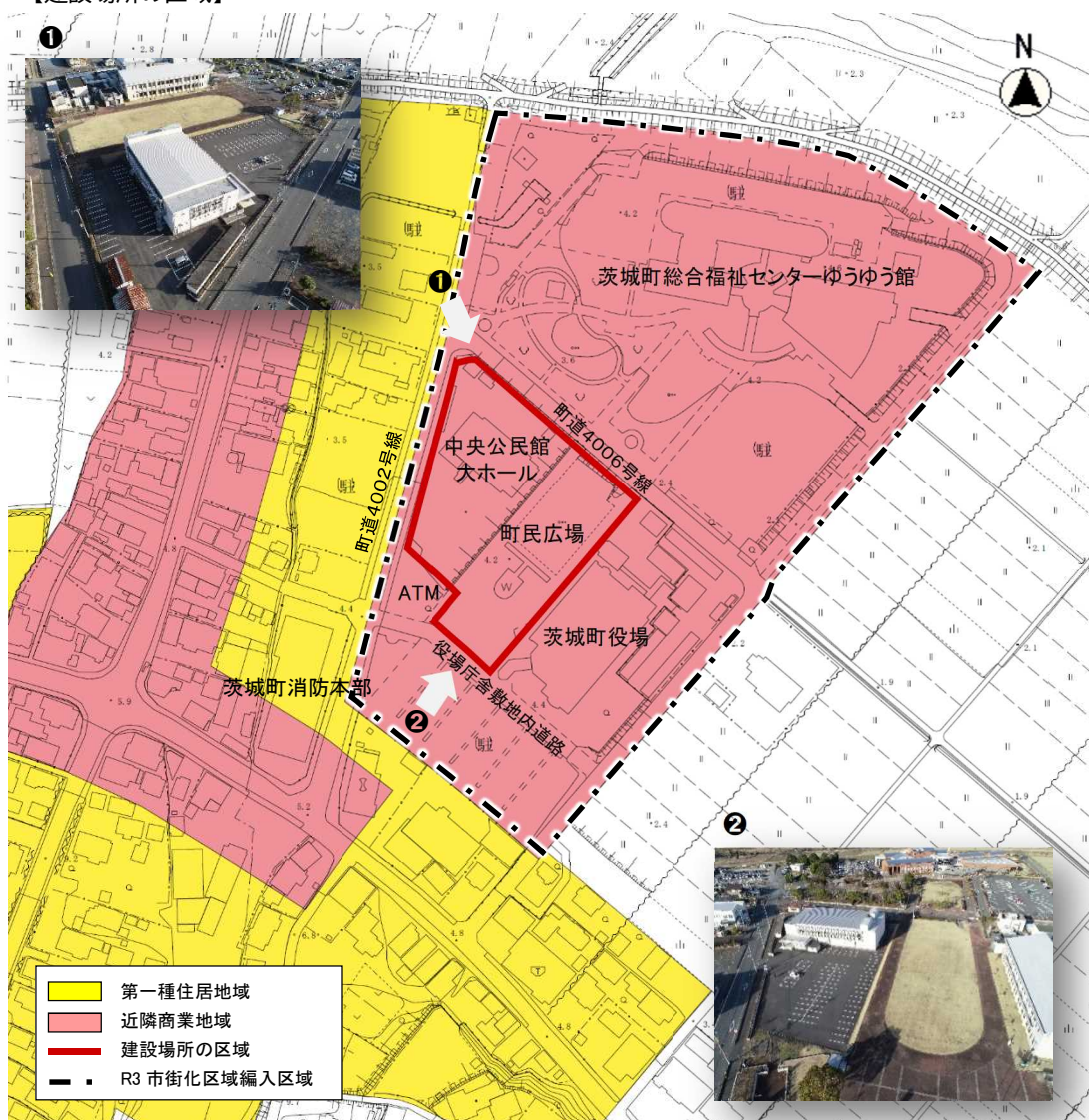
【位置図】



◇ 建設場所の諸条件

所在地	茨城町小堤 1070 番地外		
敷地面積	約 9,350 m ²		
都市計画区域	市街化区域		
用途地域	近隣商業地域		
建ぺい率	80%	容積率	200%
排水方法	茨城町公共下水道		
道路の現況	【西側道路】町道 4002 号線 W = 14m (両側歩道) 【南側道路】役場庁舎敷地内道路 (建築基準法第 42 条に該当しない) 【北側道路】町道 4006 号線 W = 11m (片側歩道)		
公共交通	茨城町役場バス停から徒歩 1 分 奥ノ谷バス停から徒歩 4 分		
災害想定区域	浸水想定区域 (概ね最大浸水深 0.5m～3.0m)		

【建設場所の区域】



6-2 建設場所周辺の課題と方策

◇ 建設場所周辺の防災・減災対策の実施

建設場所周辺は、概ね 0.5m～3.0m の浸水想定区域に指定されています。しかし、本地域は行政機関のほか、金融機関や郵便局などが立地し、町の中心市街地となっています。

また、役場庁舎や消防庁舎は防災拠点となっていることから、本地域の防災機能の維持・強化を図っていくため、町地域防災計画の改定や立地適正化計画を策定し、地域防災施設の整備など必要な防災・減災対策を講じます。

防災・減災対策(案)

●浸水対策

- ・役場庁舎や消防庁舎、ゆうゆう館への止水板の設置等の浸水対策の実施
- ・役場庁舎等の自家発電施設を含む設備の浸水対策の実施
- ・高台への避難路等の整備

●震災対策

- ・新たな文化的施設を指定避難所（洪水災害以外）として整備
- ・耐震性貯水槽やかまどベンチ、マンホールトイレ等を備えた防災広場の整備

●その他の対策

- ・公共公益施設における避難体制の確立（避難マニュアルの作成、避難訓練の実施等）
- ・公共公益施設利用者への周知徹底（災害リスク情報、避難方法等）

◇ 建設場所周辺のまちづくり計画の策定

建設場所周辺は、近年空き店舗や未利用地が目立つなど、市街地としての活力が低下しております。そのため、国等の補助金を活用し、新たな文化的施設の整備と併せ、周辺の歩行空間の整備や空地・空店舗等の利活用支援等を行い、地域のにぎわい創出を図るため、町役場周辺のまちづくり計画を策定します。

【地域づくり方針図】



茨城町都市計画マスタープラン(平成28年3月)より

7 施設整備の配慮事項

新たな文化的施設整備にあたっては、以下の5つの配慮事項に留意し、利用者にとって使いやすい施設であるだけでなく、環境にやさしく、有効な社会インフラの一部として、広く町民に愛される施設づくりを目指します。

(1) 駐車場への配慮

町民の主な交通手段は、自家用車であることから、敷地内に一定台数の利用者駐車場を配置し、不足する台数については、周辺の役場庁舎やゆうゆう館駐車場との相互利用を図ります。また、高齢者や車いす利用者専用の駐車スペースを確保するとともに、次世代自動車用の充電スタンド等の設置を検討します。

(2) 動線への配慮

利用者にわかりやすい動線計画とするとともに、利用者動線と搬入出動線を明確に区分し、利用者の安全性を確保します。また、ゆうゆう館側からの利用者動線を確保するために、敷地北側に階段やスロープの設置を検討します。

(3) 景観への配慮

周辺建築物の景観に配慮するとともに、都市部と農村部が調和した茨城町らしい外観デザインとし、安心感や過ごしやすさを感じさせる施設とします。また、併せて外構や植栽計画についても建築計画と一体的に計画します。

(4) 防災への配慮

新たな文化的施設は指定避難所（洪水災害以外）としての役割を担います。そのため、施設の耐震化や不燃化等を実施し、人命の安全確保に加えて避難所としての機能確保を図ります。また、浸水対策として嵩上げ等や洪水災害時の緊急時に一時避難ができる垂直避難施設等の整備を計画します。

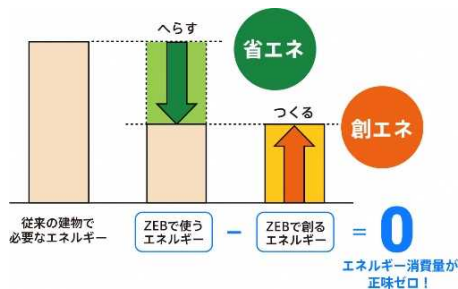
(5) 環境への配慮

太陽光発電システムの設置等による再生可能エネルギーの活用や、省エネルギー設備の導入により環境負荷低減を図り、施設の ZEB※化を推進します。また、雨水貯留槽を設置し、停電時や断水時に便所洗浄水に利用することを検討します。

※ZEB（ゼブ：ゼロ・エネルギー・ビル）：

ZEB とは、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。

建物の中では人が活動しているため、エネルギー消費量を完全にゼロにすることはできないが、省エネによって使うエネルギーをへらし、創エネによって使う分のエネルギーをつくることで、エネルギー消費量を正味（ネット）でゼロにすることができる。



環境省ゼブ・ポータル HP より

8 事業計画

8-1 概算事業費

概算事業費は、類似施設の事例等を参考に算出しました。

整備事業費の内訳は次のとおりとします。

【事業費内訳】

(単位:千円)

区 分	概算事業費	備 考
調査費	10,000	測量, 地質調査等
設計費	160,000	基本設計, 実施設計, 工事監理委託
建設工事費	2,280,000	
解体・造成工事	80,000	
本体工事	2,000,000	電気, 機械, 舞台工事を含む
外構工事	200,000	
備品購入費	150,000	
合 計	2,600,000	

※概算事業費は、現段階での想定面積による算出であり、面積の増減に伴い変動します。

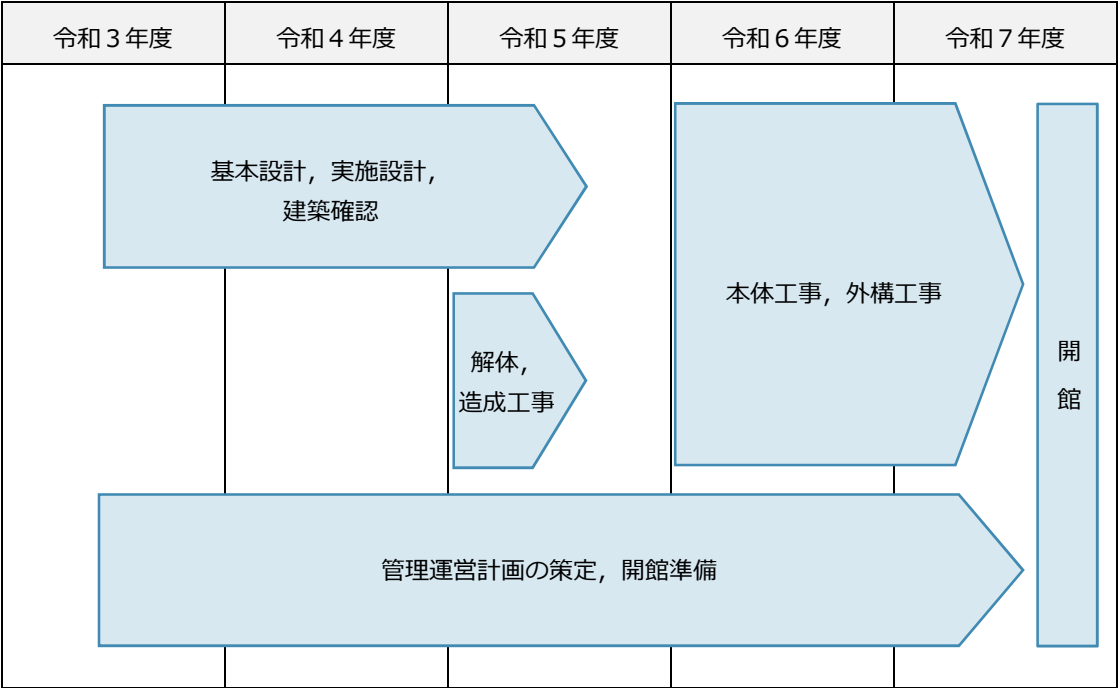
以上により、新たな文化的施設整備の概算事業費は、約 26 億円と想定します。

なお、事業費は資材価格の高騰など社会経済情勢により変動すること考えられますが、今後の計画段階において事業内容を十分精査し、本町の将来の財政運営への影響を見据え、可能な限り事業費の縮減に努めます。

また、事業費の財源として、社会資本整備総合交付金などの国庫補助の確保に努めるとともに、有利な条件の地方債を活用し、町の負担軽減を図ります。

8-2 整備スケジュール

新たな文化的施設の整備スケジュールについては、令和3年度から令和4年度に基本設計及び実施設計、令和5年度中に大ホール解体工事に着手し、令和7年度上半期に本体工事を完了し、令和7年度下半期からの供用開始を目指します。



※上記のスケジュールはあくまで予定であり、今後変更の可能性があります。

8-3 管理運営に関する検討

◇ 管理運営計画の策定について

新たな文化的施設が有効に活用されるためには、町民の盛り上がりが欠かせません。そのため、施設整備と併せて、管理運営の検討が必要不可欠であることから、今後、管理運営方針や計画を策定し、施設の管理運営に関する事項や、イベント計画の検討、更には文化芸術団体の新設や既存団体の環境整備を行うことにより、開館までに行政と町民双方による「盛り上がり」や「にぎわい」の創出を図ります。

◇ 管理運営方法の検討について

一般的に公の施設の管理運営は、自治体が直接運営を行う「直営」方式か、「指定管理者」方式のいずれかによります。今後、両者のメリット・デメリットを精査し、基本設計及び実施設計と並行して適切な管理運営の方向性を検討します。

手 法	直営事業（一部民間委託）	指定管理者制度
概 要	・町が直接運営する。ただし、専門的な職能が必要な業務については、民間事業者に委託する事例も多い。 ・町の文化振興施策の方向性や意図を正確かつ直接的に体现できる可能性は高いが、全ての業務を外部委託することは困難であり、自治体の職員が任にあたる場合、専門性や技量の不足、労働時間の制約、サービスの提供の限界などが想定される。	・「公の施設」の管理運営において民間のノウハウを活用し、サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的とした制度。公共的な団体等に限らず民間事業者など幅広い団体が行うことができる。施設の管理に関する権限を指定管理者に委任して行わせるものであり、施設の使用許可も行うことができる。 ・サービスの向上と経費の節減等の可能性見込め、専門性の確保、労働時間の柔軟性、サービスの提供などにおいては直営より実現しやすい。 ・一方、業務を受ける団体があるのかや、業務を受けたとしても有期のため数年ごとに指定管理者が変わる可能性があり、継続性の面で疑問が生じる。
運営主体	町	民間企業、NPO団体等

◇ 維持管理費について

新たな文化的施設の施設本体の維持管理費については、一般的な公共施設の維持管理において必要とされる警備、清掃、設備保守等に加え、舞台設備、音響設備等の特殊な設備についての維持管理費用も発生します。

平成 28 年度に文化庁が実施した「劇場、音楽堂等の設置・管理に関する実態調査報告書」においては、全国の文化施設（延床面積：2,500 m²～5,000 m²未満）における維持管理費（人件費を除く）は、1,000 万～5,000 万円が 67.3%と最も高くなっています。

今後、基本設計及び実施設計を進める中で維持管理費等の抑制も見据えた施設のあり方について検討します。

また、収入については、使用料の算定やその他の収入（ネーミングライツ※の導入等）の確保も、管理運営計画の策定の中で十分に検討します。

※ ネーミングライツ：

ネーミングライツとは、「公共施設の名前を付与する命名権と、付帯する諸権利のこと」をいう。具体的にいうと、スポーツ施設などの名前に企業名や社名ブランドをつけることであり、公共施設の命名権を企業が買うビジネスのこと。

9 新たな文化的施設と SDGs

新たな文化的施設は、SDGs※¹の達成に向け、様々な取り組みを行い、地域住民の生活の質の向上と地元への愛情の醸成、地域活性化を図ります。

【取り組み例】



Mission 1 感染症や病気の拡大を防止し、施設利用者の健康を守る

- 先端技術を取り入れたきめ細かい感染症対策の実施（三密防止、非接触対応）
- 障がい者も安心して利用できるバリアフリー環境の構築や情報発信の実施
- 施設内にできるだけ多くの緑を配し、癒しを演出



Mission 2 生涯教育の場として自主的な文化活動が行われる環境を醸成

- 文化芸術活動の場としてのみならず世代間の交流を生み出す
- 住民のニーズに合わせた魅力のある活動を定期的に行う



Mission 3 エネルギー使用量・CO2 排出量を削減する

- 使用電力の少ない照明、空調機器とエネルギーマネジメントシステム※²の導入
- CO2 を排出しない発電システムの導入
- 再生可能エネルギーの調達



Mission 4 施設で働く人や来られる人に、快適な環境を提供し地域の交流を生み出す

- Wi-fi 環境の構築と提供
- 効果的な情報と広告発信により、来館者の交流を促進
- サイネージ※³による地域の観光や特産物の情報を発信し、町内の回遊を促進



Mission 5 街で働く人・来られる人にとって、安心と喜びに満ちた街をつくる

- 地域コミュニティイベント、ボランティア活動等への積極的な参画促進
- 最新の耐震構造で、災害に強い建物を実現
- 災害発生時には地域の避難者の受け入れを実施



Mission 6 気候変動などの自然災害に備え、被害を最小限に抑制する

- 施設における防災設備・備品の設置と防災訓練などによる防災意識の向上の実施
- サイネージによる緊急情報の配信と避難誘導の実現



Mission 7 地域のパートナーシップを大切にし、魅力あるまちづくりを進める

- 町、町民、事業者と協力しながら、地域の価値を向上させる

※¹SDGs（エス・ディー・ジーズ（Sustainable Development Goals））：持続可能な開発目標）：

国連で合意された 2030 年までの世界的な優先課題および世界のあるべき姿を定めた世界共通のゴール。17 の目標と 169 のターゲットで構成される。

※²エネルギーマネジメントシステム：

施設内の電力の使用状況を「見える化」してくれるシステム。これにより電力が、いつ、どこで、何に使用されたのかを把握することができる。

※³サイネージ：

サイネージ（電子看板）とは、交通機関、公共施設、商業施設などあらゆる場所で、ディスプレイなどの表示機器を使い情報を発信するメディアの総称。

【参考資料】

◇ 茨城町新たな文化的施設基本構想の策定経過

新たな文化的施設基本構想は、「茨城町文化的施設整備建設検討委員会」において、検討を行いました。また、町民や町の文化協会に加盟している団体（約 19 団体）に対するアンケート、パブリック・コメントを通じて、広く町民の皆さんから意見を聴取し、それらのご意見も踏まえて策定しました。

日 付	会議等	内 容
令和元年 9 月 27 日	第 1 回検討委員会	・委員長及び副委員長選出 ・茨城町文化的施設整備建設検討委員会について ・茨城町文化的施設整備に係る現状と課題について ・茨城町文化的施設整備のための検討項目について
令和 2 年 6 月 26 日	第 2 回検討委員会	・新たな文化的施設の建設場所の比較検討について ・茨城町における公民館機能の現状とあり方について
8 月 21 日	第 3 回検討委員会	・新たな文化的施設の建設場所の具申について ・新たな文化的施設の基本的な考え方について
10 月 21 日	第 4 回検討委員会 (先進地視察)	・群馬県邑楽町中央公民館「邑の森ホール」視察
12 月 18 日	第 5 回検討委員会	・新たな文化的施設の建設場所について ・新たな文化的施設の基本方針(案)について ・町民アンケートの実施について
令和 3 年 1 月 12 日～ 1 月 27 日	町民アンケート調査	・茨城町在住の 16 歳以上の方 1,000 人を対象に実施
1 月 20 日～ 2 月 10 日	町文化協会加盟団体 アンケート調査	・茨城町文化協会に加盟する 19 団体を対象に実施
3 月 25 日	第 6 回検討委員会	・新たな文化的施設の施設計画(案)について
5 月 28 日	第 7 回検討委員会	・新たな文化的施設の施設計画(案)の修正について ・茨城町新たな文化的施設基本構想（案）について ・パブリック・コメントの実施について
6 月 7 日～ 7 月 6 日	パブリック・コメント (意見公募)	・茨城町新たな文化的施設基本構想（案）について
8 月 5 日	第 8 回検討委員会	・パブリック・コメントの結果とその対応について ・新たな文化的施設整備に関する具申について
8 月 5 日	町長へ具申書の提出	・茨城町新たな文化的施設整備について（具申）

◇ 茨城町文化的施設整備建設検討委員会委員名簿

(任期：令和元年 9 月 27 日～令和 3 年 9 月 26 日)

氏 名	所 属	備 考
福田 茂	茨城町議会議長	～令和元年 12 月 22 日
田家 勇作	茨城町議会議長 総務・経済建設常任委員会委員長	
鳥羽田 創造	総務・経済建設常任委員会委員長	令和元年 12 月 23 日～
大山 宏治	教育民生常任委員会委員長	～令和元年 12 月 22 日
入野 富男	教育民生常任委員会委員長	令和元年 12 月 23 日～
小原 規宏	茨城大学人文社会科学部現代社会学科准教授	委員長
一ノ瀬 彩	茨城大学工学部都市システム工学科助教	
後藤 四朗	前（公財）いばらき文化振興財団理事長	副委員長
長洲 勝也	元茨城県民文化センター副センター長	
田口 健	茨城町区長会長	～令和 3 年 5 月 13 日
海老澤 貞雄	茨城町区長会長	令和 3 年 5 月 28 日～
寺山 勝衛	茨城町社会教育委員会議長	
鴨志田 稔	茨城町公民館運営審議会委員長	
山口 志津子	茨城町文化協会副会長	
柴森 浩志	茨城町学校長会長	～令和 2 年 4 月 2 日
菊池 浩之	茨城町学校長会長	令和 2 年 4 月 3 日～ 令和 3 年 5 月 13 日
篠原 和志	茨城町学校長会長	令和 3 年 5 月 28 日～
大須賀 真寛	茨城町商工会青年部長	～令和 3 年 5 月 13 日
野口 裕司	茨城町商工会青年部長	令和 3 年 5 月 28 日～
永田 照心	茨城町青年四季の会副会長	
大信 淳子	茨城町生活改善クラブ連合会会員	

茨城町 都市建設部 都市整備課 文化的施設整備推進室
〒311-3192 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地
TEL : 029-292-1111 (代表) FAX : 029-292-6759

